

公益社団法人日本栄養士会定款

制定施行 平成24年8月1日

一部改正 平成26年9月1日

目 次

第1章	総則（第1条—第2条）
第2章	目的及び事業（第3条—第4条）
第3章	会員（第5条—第14条）
第4章	総会（第15条—第23条）
第5章	役員（第24条—第30条）
第6章	理事会（第31条—第35条）
第7章	諮問会議等（第36条—第38条）
第8章	事業部（第39条）
第9章	事務局（第40条）
第10章	財産、事業年度及び会計（第41条—第45条）
第11章	定款の変更及び解散（第46条—第49条）
第12章	公告の方法（第50条）
第13章	雑則（第51条）
附 則	

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる。人びとのこの願いに応えることを職責とする管理栄養士・栄養士が組

織する本会は、国民との広範な協働のもと、栄養・食事指導にかかる科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、健康を豊かに育む食生活の確立と栄養・食事療法の進歩に資する諸般の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民の健康と栄養の実態及び栄養・食事指導と同療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集、並びに、これらを踏まえた研究及び技術開発などをおして、わが国の人口構成と疾病構造の変動に対応して国民の健康を衛る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- (2) 系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と養成教育への支援により、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理に則り、高度な専門性に裏づけられた科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして国民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- (3) 栄養・食事指導と同療法に関し、国民参加の開かれた多種多様な活動をとおして、日常の食生活の質の向上に役立つ知識や実用技術の普及と、食事を含む生活習慣の見直しと改善のための社会的な合意の形成を図ることにより、健康を豊かに育む食生活の確立に向けた国民の取り組みを支援する事業
- (4) 栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、食と栄養に関する公共又は民間の諸制度の運用の改善、在宅療養者などの適正な食生活を支援する制度の整備などに取り組むこととおして、国民の食環境の整備を推進する事業
- (5) 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化とその普及のための取り組み、同専門職の養成に関する相互支援、感染症の国際的流行への対応、生活習慣病対策にかかる相互協力など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めた事業は、その実施区域を全国とする。

3 第1項各号の事業を、一又は複数の都道府県の区域で実施するときは、当

該区域において事業を行う都道府県栄養士会との連携のもと互いに協働することとする。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員とは、栄養士法（昭和22年12月29日法律第245号）第2条第1項又は同条第3項に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、第3条の目的に賛同して第9条の手続により入会し、かつ、都道府県栄養士会の会員である者をいう。

(代議員の設置等)

第6条 本会に代議員を置く。その員数は250人とし、会員の中から選出する。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに2人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。

4 会員は代議員選挙に立候補することができる。

5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。

6 代議員は2年に1度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。

7 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が会員として第11条又は第12条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。

9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなけ

ればならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員制度と理事、監事の責任の免除)

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(経費の負担)

第10条 会員は、本会の事業活動に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第12条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- (1) 第10条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (3) 都道府県栄養士会の会員でなくなったとき
- (4) すべての会員の同意があるとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第13条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務の帰趨)

第14条 会員が第11条又は第12条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- (4) 役員報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、代議員が一般法人法第37条第2項の規定により、総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第24条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

(議 長)

第19条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第22条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 代議員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた代議員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上24人以内
- (2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の理事又は監事を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

第36条 本会に、任意の機関として、すべての都道府県栄養士会で組織する諮問会議を置く。

2 諮問会議は、理事会の決議に基づき会長が招集し、年に2回開催する。

3 諮問会議において各都道府県栄養士会を代表する者は、当該都道府県栄養士会の代表理事たる者（その者が本会の理事を兼ねるときは、当該都道府県栄養士会にて別に定める者）とする。

4 諮問会議の運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(諮問会議の職務)

第37条 諮問会議は、次に掲げる事項に関する理事会の諮問を受けて意見を述べる。

(1) 本会の運営にかかる事項

(2) 本会与都道府県栄養士会との連携による事業(以下「地域連携事業」という。)の企画・運営にかかる事項

2 前項に定めるもののほか、諮問会議の議事は次に掲げる事項とする。

(1) 本会の業務執行に関する報告及び質疑

(2) 地域連携事業又は都道府県栄養士会相互間の連携事業にかかる連絡並びに調整

(名誉会長)

第38条 本会に、任意の機関として、名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその議決によって委嘱し、かつ委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長からの諮問を受けて参考意見を述べる。

第8章 事業部

(事業部)

第39条 本会に次に掲げる事業部を置く。

(1) 第4条第1項第1号から同項第6号までの事業の総務を所管するもの

(2) 第4条第1項第1号から同項第6号までの事業の一又は複数をも管するもの

(3) 地域連携事業を所管するもの

(4) 職域(管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分で、別に定めるものをいう。以下同じ。)に関する事業を所管するもの

(5) その他、理事会において設置を必要と判断したもの

2 前項各号の事業部は、その所管にかかる第4条の事業の実施を担当する。

3 事業部の設置及び運営に関する細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干人置き、そのうち一人を事務局長とすることができる。

3 職員の任免は、事務局長たる職員を除き、専務理事が行う。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

5 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

6 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第10章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第41条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第13章 雑 則

（委 任）

第51条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は中村丁次、清水瑠美子、長谷川克己とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記

を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第6条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。